

全国メディカルコントロール協議会関連資料

- 全国メディカルコントロール協議会連絡会開催要綱・世話人会構成員名簿 ……P. 25
- メディカルコントロール体制に関する実態調査概要 ……P. 28
 - ・メディカルコントロール協議会数及び指導救命士認定数 ……P. 29
 - ・都道府県メディカルコントロール協議会構成員状況 ……P. 30
- 全国救命救急センター設置状況一覧表 ……P. 32
- 都道府県別メディカルコントロール協議会概要 ……P. 38

全国メディカルコントロール協議会連絡会開催要綱

(目的)

第1条 救急需要の増大や救急業務の高度化に伴い、救急救命士を含む救急隊員等が行う応急処置等の質を医学的観点から保障することを目的に全国的に設置されている、消防機関と救急医療機関等で構成するメディカルコントロール（以下「MC」という。）協議会の機能について、更なる充実・強化が求められており、さらに今後、救急医療提供体制を構築する場としての活用も期待されているが、各地域におけるMC体制やMC協議会の取組は様々である。そのため、消防庁及び厚生労働省は、MC協議会に関係する機関がMC体制に関する課題を整理するとともに、自己評価及び他のMC協議会から学ぶことができるよう情報共有及び提言の場として、救急医療に関係する学会、団体、消防機関、医療機関等により構成される全国メディカルコントロール協議会連絡会（以下「連絡会」という。）を、開催する。

(検討・実施事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項に関する事務を行う。

- 一 MC体制の充実・強化に関する現況把握及び情報交換
- 二 各地域のMC体制の充実・強化に資する提言
- 三 その他連絡会が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会は、全国のMC協議会関係者、MC体制の整備に関わる医師、救急救命士、救急隊員等病院前救護に従事する者、その他関係機関からの出席者をもって構成する。

- 2 連絡会に会長を置く。
- 3 連絡会の会長は、次条第6項に定める会長が務めるものとする。

(世話人会)

第4条 各関係機関が抱えるMC体制に関わる課題を整理し検討するため、連絡会に世話人会を置く。

- 2 世話人は、次の各号に掲げる関係機関の推薦する者で構成する。
 - 一 関係学会（日本救急医学会、日本臨床救急医学会、日本麻酔科学会）
 - 二 関係団体（日本医師会、日本救急医療財団、救急振興財団）
 - 三 消防関係機関（消防庁、都道府県消防防災・危機管理部局長会、全国消防長会、消防本部）
 - 四 医療関係機関（厚生労働省、全国衛生部長会、全国保健所長会）
 - 五 その他関係機関

- 3 世話人の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 世話人が異動等により関係機関の推薦が得られなくなったときは、関係機関から新たに推薦される後任が任期を引き継ぐものとする。
- 5 世話人は、世話人会に出席することができない場合には、代理人を世話人会に出席させることができる。
- 6 世話人会に会長及び会長代行を置き、世話人の互選により定める。
- 7 世話人の推薦により、会長が指名する複数名の相談役を置くことができる。
- 8 会長は世話人会の会務を統括する。
- 9 会長は、世話人会に必要と認める者を参考人として加えることができる。
- 10 会長代行は、会長に事故があるときにその職務を代理する。
- 11 相談役は、会長及び会長代行を補佐する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営及び第1条に掲げる目的を達成するために必要となるその他の事項については、会長がこれを定める。

- 2 連絡会の庶務は、関係機関の協力を得て、消防庁救急企画室及び厚生労働省医政局地域医療計画課が行う。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

全国メディカルコントロール協議会連絡会世話人会構成員名簿

(五十音順、◎は会長、○は会長代行、☆は相談役)

(令和6年9月20日現在)

- | | | |
|---|--------|--------------------------------|
| ☆ | 有賀 徹 | (労働者健康安全機構顧問) |
| | 伊勢村 修隆 | (東京消防庁救急部長) |
| | 井上 茂亮 | (和歌山県立医科大学医学部救急・集中治療医学講座教授) |
| ○ | 大友 康裕 | (国立病院機構災害医療センター病院長) |
| | 岡地 俊季 | (消防庁救急企画室長) |
| | 近藤 祐史 | (厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長) |
| ☆ | 坂本 哲也 | (公立昭和病院長) |
| | 坂元 昇 | (川崎市健康福祉局医務監) |
| ☆ | 島崎 修次 | (学校法人国士舘理事) |
| | 高岡 恭子 | (千葉県防災危機管理部消防課長) |
| | 多田 恵一 | (医療法人和同会広島シーサイド病院長) |
| | 藤田 利枝 | (全国保健所長会長) |
| | 細川 秀一 | (日本医師会常任理事) |
| | 溝端 康光 | (公立大学法人大阪公立大学大学院医学研究科救急医学講座教授) |
| | 村井 広樹 | (札幌市消防局長) |
| ☆ | 山本 保博 | (一般財団法人救急振興財団会長) |
| ☆ | 行岡 哲男 | (一般財団法人日本救急医療財団顧問) |
| ◎ | 横田 順一朗 | (地方独立行政法人堺市立病院機構顧問) |
| | 横田 裕行 | (一般財団法人日本救急医療財団理事長) |

(オブザーバー)

中野 剛二 (海上保安庁警備救難部救難課医療支援調整官)

「救急救命体制の整備・充実に関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」について

1. 調査の目的

救急業務の質の維持・向上等を目的として、救急業務において重要な役割を担うメディカルコントロール（以下「MC」という。）に関し、MC協議会の体制、開催状況等をはじめとする全国の実態を調査・把握するために実施した。

2. 調査方法

（1）対象

全国の都道府県MC協議会、地域MC協議会、消防本部を対象として、それぞれに調査票を作成した。

なお、都道府県内に地域MC協議会を設置していない都道府県については、地域MC協議会の役割を都道府県MC協議会が担っていることから、都道府県MC協議会に地域MC協議会の調査票の回答も依頼した。

対象数は、以下のとおり。

- 都道府県MC協議会・・・・・・・・・・47協議会
- 地域MC協議会・・・・・・・・・・251協議会
- 消防本部・・・・・・・・・・720消防本部

（2）調査票の配布・回収方法

各都道府県消防防災主管部（局）を通じて各対象へ調査票を配布。都道府県MC協議会、地域MC協議会及び消防本部の回答結果をWebアンケートにより回収した。

3. 調査名

（1）「救急救命体制の整備・充実に関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」

（ア）期間

令和6年8月2日～令和6年8月23日

（イ）基準日

令和6年8月1日（昨年比較：令和5年8月1日）

（ウ）回収率

100%

4. 結果

消防庁ホームページに掲載予定

URL <https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-151.html>

メディカルコントロール協議会数及び指導救命士認定者数

令和6年8月1日現在

No.	都道府県名	都道府県 MC協議会	地域 MC協議会
1	北海道	1	6
2	青森県	1	3
3	岩手県	1	11
4	宮城県	1	9
5	秋田県	1	8
6	山形県	1	4
7	福島県	1	4
8	茨城県	1	8
9	栃木県	1	5
10	群馬県	1	11
11	埼玉県	1	6
12	千葉県	1	10
13	東京都	1	1
14	神奈川県	1	5
15	新潟県	1	6
16	富山県	1	4
17	石川県	1	1
18	福井県	1	4
19	山梨県	1	1
20	長野県	1	10
21	岐阜県	1	5
22	静岡県	1	8
23	愛知県	1	7
24	三重県	1	9
25	滋賀県	1	7
26	京都府	1	6
27	大阪府	1	8
28	兵庫県	1	5
29	奈良県	1	1
30	和歌山県	1	3
31	鳥取県	1	3
32	島根県	1	4
33	岡山県	1	3
34	広島県	1	7
35	山口県	1	5
36	徳島県	1	1
37	香川県	1	1
38	愛媛県	1	3
39	高知県	1	1
40	福岡県	1	4
41	佐賀県	1	5
42	長崎県	1	7
43	熊本県	1	12
44	大分県	1	1
45	宮崎県	1	7
46	鹿児島県	1	6
47	沖縄県	1	5
合計		47	251

令和6年8月1日現在

指導救命士 認定者数 (現員数)	指導救命士 認定者数 (累計)
65	65
67	67
55	55
50	58
49	59
39	49
76	79
146	158
64	116
75	83
225	263
174	177
20	20
155	170
62	96
16	18
47	61
46	47
49	50
60	133
89	179
79	79
0	0
90	127
45	56
76	82
169	275
141	168
41	41
68	71
37	41
45	49
53	59
80	116
85	86
30	34
35	35
81	81
54	57
138	238
50	50
43	46
131	131
69	69
22	22
49	87
83	83
46都道府県 3,423人	46都道府県 4,186人

※都道府県内に地域MC協議会を設置していない都道府県は、地域MC協議会の役割を都道府県MC協議会が担っているため、地域MC協議会に「1」と計上し、重複計上している。

※指導救命士認定者数については、令和6年度「救急救命体制の整備・充実に係る調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」に基づく都道府県MC協議会回答票に基づく令和6年8月1日現在の報告数である。

※指導救命士認定者数については、都道府県独自の認定基準も含む

都道府県メディカルコント

No.	都道府県メディカルコントロール協議会名称						
		①救命救急センターの医師	②救命救急センター以外の救急科専門医	③救急科以外の医師	④医師会の医師	⑤保健所の医師	⑥都道府県衛生主幹部局の課長等
1	北海道救急業務高度化推進協議会	14	0	0	3	0	3
2	青森県メディカルコントロール協議会	3	0	3	1	0	1
3	岩手県救急業務高度化推進協議会	3	0	12	2	0	2
4	宮城県メディカルコントロール協議会	6	1	3	5	0	1
5	秋田県メディカルコントロール協議会	2	0	7	1	0	1
6	山形県救急業務高度化推進協議会	4	9	1	1	5	1
7	福島県メディカルコントロール協議会	4	1	5	2	1	1
8	茨城県救急業務高度化推進協議会	1	1	10	1	1	1
9	栃木県救急・災害医療運営協議会病院前救護体制検討部会	5	0	1	4	0	1
10	群馬県救急医療体制検討協議会	4	0	5	3	1	2
11	埼玉県メディカルコントロール協議会	13	0	3	6	0	2
12	千葉県救急業務高度化推進協議会	0	0	1	1	0	1
13	東京都メディカルコントロール協議会	5	3	5	2	0	1
14	神奈川県メディカルコントロール協議会	6	1	6	2	0	1
15	新潟県メディカルコントロール協議会	7	0	3	1	1	0
16	富山県救急業務高度化推進協議会	0	0	8	1	0	1
17	石川県メディカルコントロール協議会	3	6	3	1	0	1
18	福井県メディカルコントロール協議会	2	1	2	1	0	1
19	山梨県メディカルコントロール協議会	1	1	5	1	1	1
20	長野県メディカルコントロール協議会	7	3	2	1	0	1
21	岐阜県メディカルコントロール協議会	5	2	6	2	1	0
22	静岡県メディカルコントロール協議会	8	2	2	2	1	0
23	愛知県救急業務高度化推進協議会	23	4	0	1	0	1
24	三重県救急搬送・医療連携協議会	0	0	9	1	0	1
25	滋賀県メディカルコントロール協議会	4	2	2	1	0	1
26	京都府高度救急業務推進協議会	6	3	2	3	0	1
27	大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会	9	0	3	2	0	0
28	兵庫県メディカルコントロール協議会	6	2	3	1	0	0
29	奈良県メディカルコントロール協議会	5	3	2	1	0	0
30	和歌山県救急救命協議会	3	8	0	4	1	1
31	鳥取県救急搬送高度化推進協議会	2	0	0	4	0	0
32	島根県救急業務高度化推進協議会	0	0	6	1	0	1
33	岡山県救急搬送体制連絡協議会	1	0	12	4	1	1
34	広島県メディカルコントロール協議会	2	0	2	2	0	1
35	山口県救急業務高度化推進協議会	10	1	6	4	2	4
36	徳島県メディカルコントロール協議会	2	1	25	2	5	2
37	香川県メディカルコントロール協議会	2	2	7	2	0	1
38	愛媛県メディカルコントロール協議会	3	2	3	4	1	1
39	高知県救急医療協議会	3	3	6	0	0	0
40	福岡県救急業務メディカルコントロール協議会	12	0	2	7	0	1
41	佐賀県メディカルコントロール協議会	7	1	0	8	0	1
42	長崎県メディカルコントロール協議会	4	0	7	1	0	1
43	熊本県メディカルコントロール協議会	5	5	7	2	0	1
44	大分県救急業務協議会	2	1	4	1	1	1
45	宮崎県メディカルコントロール協議会	2	3	16	10	1	1
46	鹿児島県救急業務高度化協議会	3	0	8	2	1	1
47	沖縄県メディカルコントロール協議会	3	0	0	0	0	1
合計		222	72	225	112	25	48

ルール協議会構成員状況

構成員(令和6年8月1日現在)					
⑦都道府県 消防防災主 幹部局の課 長等	⑧消防本部 の消防長、救 急担当部課 長等(管理監 督者)	⑨都道府県 MC協議会の 要綱等で定 めた指導救 命士	⑩消防本部 の通信指令 担当課長	⑪その他	その他の構成員 (自由記載内容)
3	15	0	0	4	消防学校、政令市保健所
1	4	0	0	0	
1	3	0	0	0	
1	3	0	0	0	
1	3	3	0	1	看護協会
1	5	0	0	0	
1	1	0	0	5	歯科医師会理事、市長会事務局長、町村会事務局長、県警本部長、日本赤十字社福島県支部事務局長
1	7	0	0	0	
1	6	0	0	2	市町村衛生主管部局の課長等
1	3	0	0	6	病院協会、看護協会、看護部長
1	11	0	0	0	
1	5	0	0	5	千葉大学名誉教授、救命救急センター設置病院の長
1	5	0	0	4	医療法律家、看護師、社会研究科教授
1	5	0	0	0	
0	6	0	0	1	県消防長会会長
1	0	4	0	1	看護協会
1	11	0	0	0	
1	4	0	0	0	
2	10	0	0	0	
2	4	0	0	0	
0	7	0	0	10	県病院協会、県看護協会、看護部長、訪問看護ステーション
0	3	0	0	1	公益財団法人静岡県病院協会の医師
1	17	0	0	1	病院協会の医師
1	8	0	0	3	看護師、三重県市長会理事、三重県町村会課長
1	7	0	0	4	精神保健福祉センター主席参事、草津保健所次長、健康しが推進課参事、健康危機管理課主査
1	4	0	0	8	学識経験者
0	3	0	0	1	大阪弁護士会 弁護士
0	5	0	0	2	弁護士・看護協会会長
0	0	0	0	3	病院協会の医師、消防長会救急部会部会長及び副部会長
1	9	0	0	2	県病院協会の医師
0	3	0	0	6	県看護協会、県連合婦人会、日本てんかん協会鳥取県支部、県介護支援専門員連絡協議会
1	9	0	0	2	市長会および町村会の常務理事
1	14	0	0	2	市長会会長、町村会会長
1	2	0	0	1	看護協会の看護師
4	9	0	0	6	救急救命士
1	26	27	0	0	
1	0	2	0	2	県教育委員、弁護士
1	6	0	0	0	
0	0	0	0	15	消防職員が推薦する職員
1	8	0	0	3	福岡救急医学会 会長、救急救命九州研修所 教授、福岡県保健所長会
0	0	0	0	3	看護協会、老人福祉施設、女性防火クラブ連絡協議会
2	2	0	0	0	
1	12	0	0	0	
0	2	0	0	3	看護師、保健所職員
1	10	0	0	0	
1	6	0	0	0	
1	5	0	0	1	消防学校の担当者
45	288	36	0	108	